○　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）の一部を次のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（連結の範囲） 第三条　前条に規定する連結レバレッジ比率の算出における連結の範囲は、自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の算出における連結の範囲とする。	（連結の範囲） 第三条　連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第五条第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十六号又は第十七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。 ２　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。 ３　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子

第五条　［略］ ２　単体レバレッジ比率は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する場合には、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五	法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。 ４　自己資本比率告示第九条の規定は、連結レバレッジ比率の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号）第二条第一項」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率（同条第一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率」と読み替えるものとする。
第五条　［同上］ ２　単体レバレッジ比率は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定により作成した財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。）を有する場合には、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合の連結財務諸表規則の規定による当該銀行の連結財務諸表に基づ	

十一年大蔵省令第二十八号）の規定による当該銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

き算出するものとする。